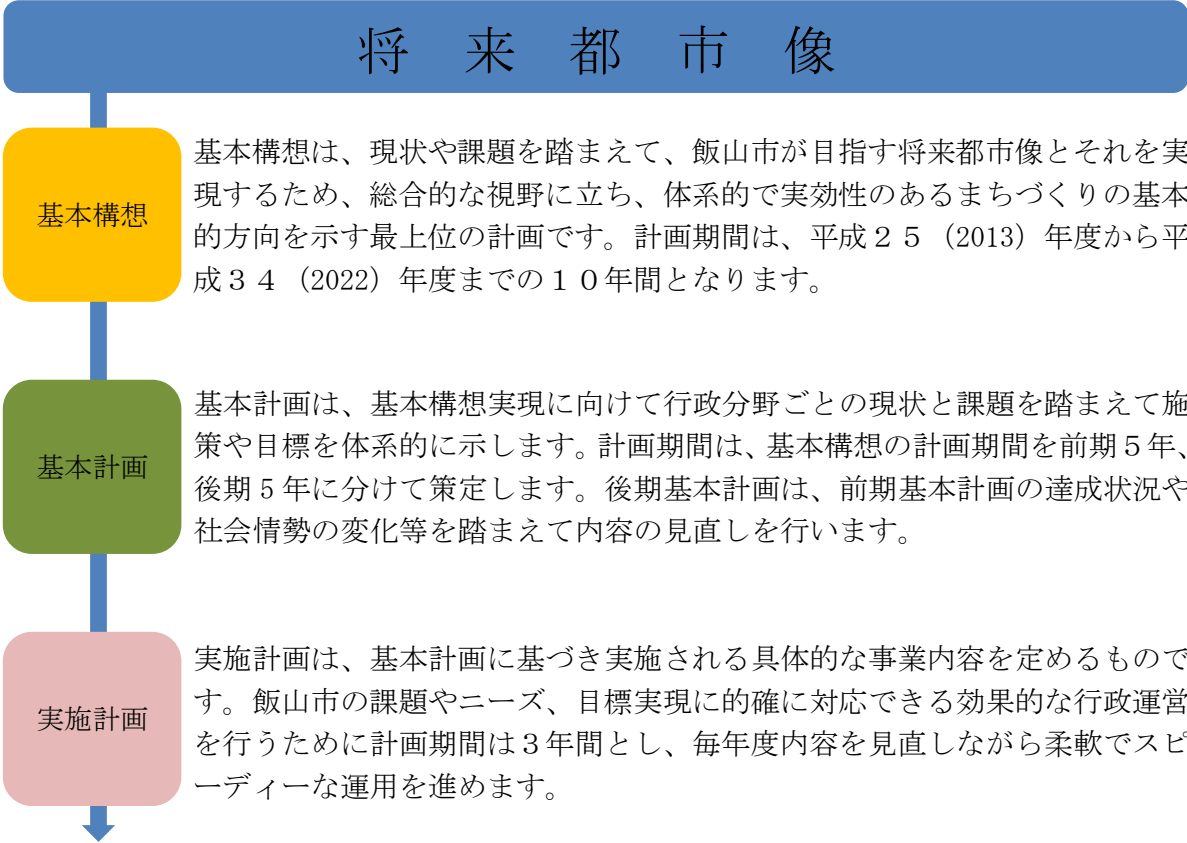


# 飯山市第 5 次総合計画の構成と期間

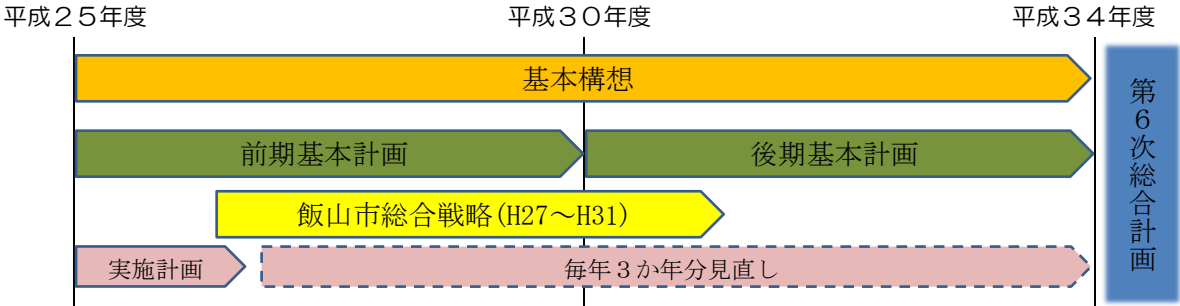
総合計画は、10 年後の飯山市の将来都市像を描き、その実現に向けた方向性や目標を示した行政運営の最も基本となる計画です。

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の 3 つで構成されています。



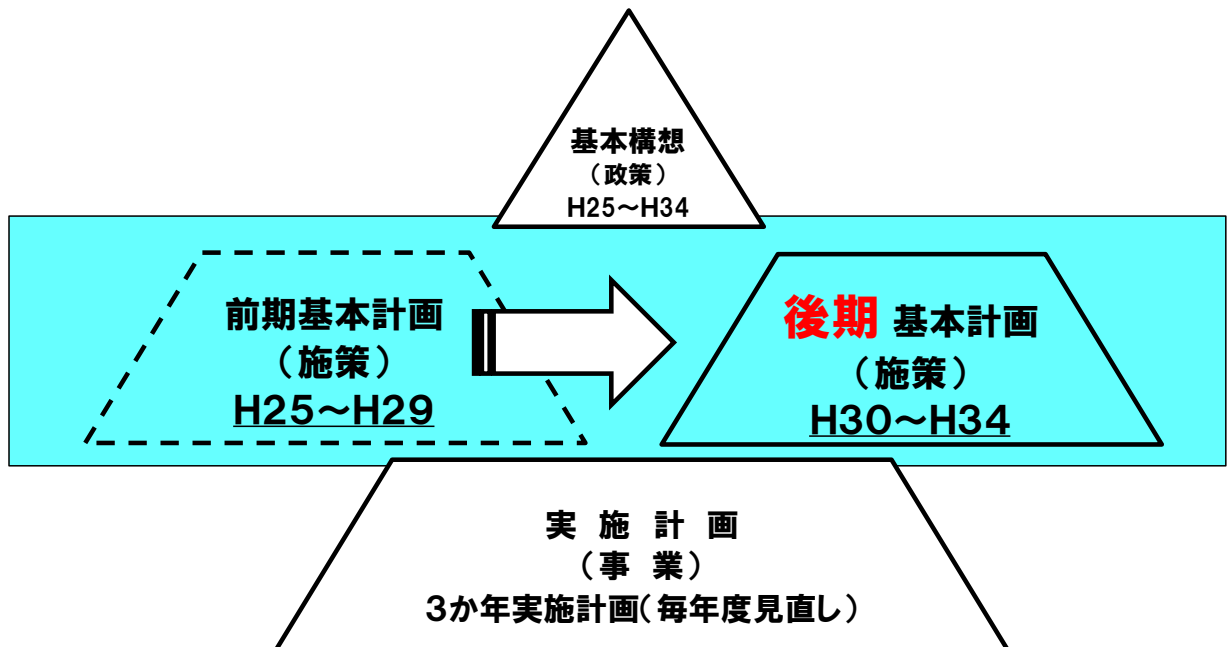
## ■ 第 5 次総合計画の計画期間

- 基本構想 平成 2 5 年度から平成 3 4 年度
- 前期基本計画 平成 2 5 年度から平成 2 9 年度
- 後期基本計画 平成 3 0 年度から平成 3 4 年度



## ◆イメージ図

今回は、第5次総合計画【後期基本計画】を策定します。



### ○飯山市基本構想審議会条例

#### ・抜粋 (設置)

第1条 飯山市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想に関する重要事項を調査審議するため、飯山市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (任務)

第2条 審議会は、基本構想及びこれに即する基本計画に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

～

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

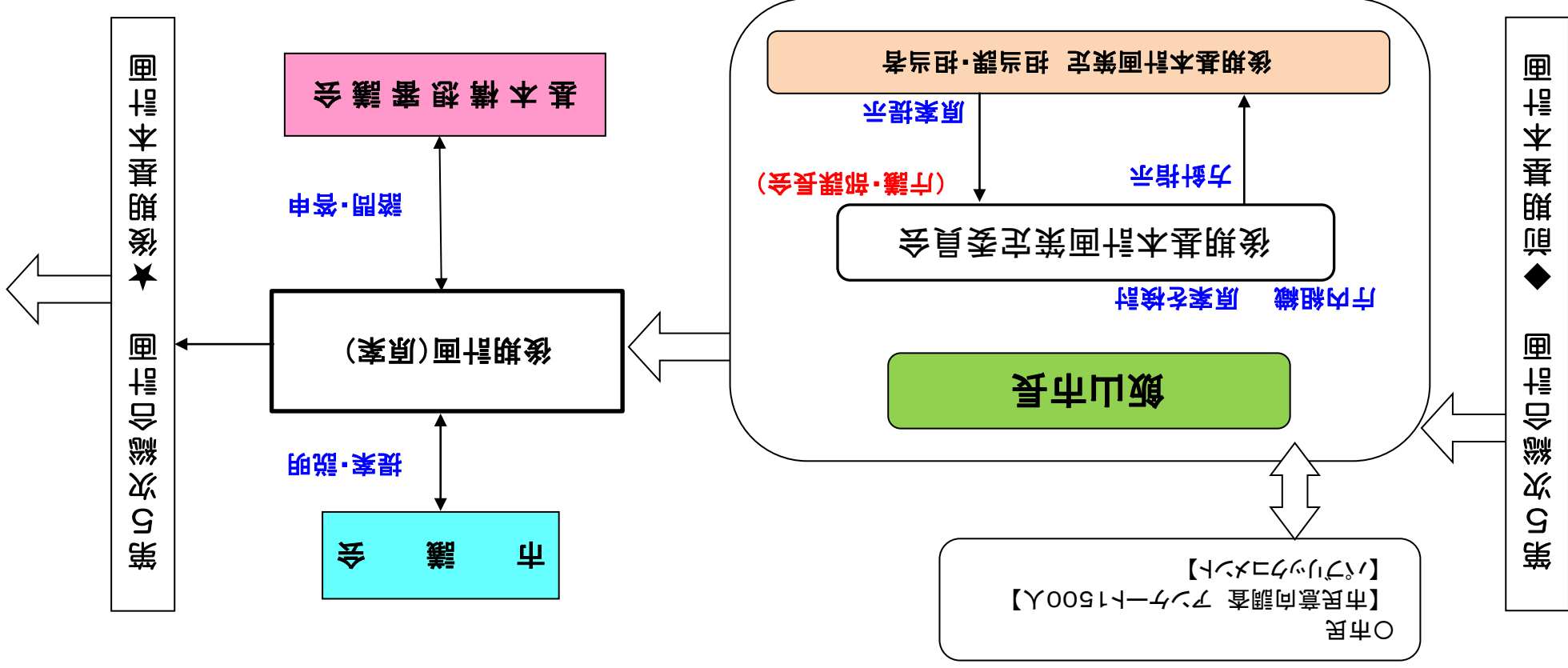
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

#### (補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

# 第5次総合計画 後期基本計画 策定体制・フロー



市内において  
前期54年の分析と評価  
後期54年の課題と方向

【基本計画策定の基本的考え方】

- 基本構想（平成25年度～34年度）については、審議会・市民の皆さんとともに策定されたものです。
- 前期（平成25年度～29年度）が終了し、後期（平成30年度～34年度）を策定します。
- 後期基本計画の策定にあたっては、市内において原案を策定します。
- 原案を「基本構想審議会」に諮り、議会の意見を反映させ策定します。

